

亀田医療技術専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 助産師、看護師、介護福祉士として必要な知識・技術・態度を修得し、保健医療福祉チームにおいて高いモラルを有する専門職として社会の要請に応え、人々の幸福に貢献できる人材の育成を目的とする。また、外国人に対する日本語教育を行い、外国人に対する日本語の普及、日本への理解を図り、もって諸国との文化交流の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は亀田医療技術専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は千葉県鴨川市東町 1343 番地 4 に置く。

第2章 課程、学科、定員、修業年限及び在学年限

(学科、学生定員及び修業年限)

第4条 本校に設置する学科，学生定員及び修業年限は次のとおりとする。

課 程	学 科	学 生 定 員		修 業 年 限
		1 学 年	総 定 員	
専 門 課 程	助 産 学 科	20 名	20 名	1 年
	看 護 学 科 (3 年 課 程)	80 名	240 名	3 年
	介 護 福 祉 学 科	20 名	40 名	2 年
一 般 課 程	日 本 語 学 科	20 名	40 名	1 年 6 か 月
		20 名	40 名	2 年

2. 前項の入学定員に対し看護学科は2学級に、助産学科、介護福祉学科は1学級に編成する。

3. 日本語学科（2年コース、1年6か月コース）について、この第2章以降は、別途日本語学科学則に定める。

(在学年限)

第5条 学生は、各学科とも、休学期間を含み修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学期は各学科ごとに次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日、土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 季節休業は、助産学科は年間6週間程度、看護学科は年間10週間程度とする。

2. 学校長は、前項の規定に拘わらず、必要と認めたときは臨時に休業し、また授業を行うことができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育課程、単位数、授業時間数)

第9条 本校における各学科ごとの授業科目、単位数及び授業時間数は、別表第1のア、イ、ウのとおりとする。

(単位の計算方法)

第10条 各学科の1単位の計算方法は、教室内学習、教室外学習を含めて45時間の学修内容を以て1単位とする。

(1) 講義及び演習については15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 実技については30時間をもって1単位とする。

(3) 臨地実習については45時間をもって1単位とする。

(授業科目の履修等)

第11条 卒業に必要な単位数は各学科、別表第1のア、イ、ウの単位を取得することが必要である。

(他大学等で修得した単位の認定)

第12条 第18条の規定により入学した者のうち他の大学・短期大学・専門学校若しくは養成所等で取得した単位の認定は学校長がこれを認めることがある。

(単位の授与)

第13条 規定科目を履修し、その評定に合格した者には所定の単位を与える。

2. 単位認定の詳細については別に定める。

3. 介護福祉学科の介護実習について5分の4に満たないものについては、当該科目の履修の認定をしない。

(学習の評価)

第14条 授業科目等の評価は次のうち助産学科と介護福祉学科は5段階、看護学科は4段階とし、助産学科、介護福祉学科はC評価以上、看護学科はB評価以上を合格とする。

A A A B C D

2. 実習科目の評価は合否とし合は合格、否は不合格とする。
3. 評価基準の細則は別に定めるところによる。

第5章 入学・退学・休学・転入学・編入学・進学・卒業等

第15条 入学の時期は学年の始めとする。入学日は学校長が定める。

(入学資格)

第16条 本校に入学できる者は次の各号に掲げる学科についてイに該当する者であって、入学試験に合格した者とする。

(1) 助産学科

イ 学校教育法第90条第1項に規定する者で、保健師助産師看護師法第21条の各項の一に該当する者。

(2) 看護学科

イ 学校教育法第90条第1項に規定する者で、心身共に健康で将来看護師に適する者。

(3) 介護福祉学科

イ 学校教育法第90条第1項に規定する者で、心身共に健康で将来介護福祉士に適する者。

(入学志願)

第17条 本校に入学を志願する者は、学校長が定める期日までに、入学検定料及び本校規定の書類を学校長に提出しなければならない。規定書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第18条 入学の選考は、入学志願者に対し、次により試験を行い、合格者を決定する。

(1) 学科試験

(2) 面接試験

2. 学校長は第1項の結果に基づき、入学者選考会議をもって、合格者を決定する。

3. 学校長は第1項の入学者選考内容について、入学試験諮問委員会にかけ変更することができる。

(入学の許可)

第19条 学校長は、前条により合格した者であって、次条に規定する入学手続きを行った者に対し入学を許可する。

(入学手続き、保証人)

第20条 合格者は、指定した期日までに、誓約書(様式第2号)に入学料を添えて学校長に提出しなければならない。

2. 前項に定める誓約書には保証人の署名及び押印を必要とするものとし、保証人は独立の生計を営むもので、学生の在学中における一切の行為について責任を負うものとする。

3. 1項の保証人の1名は保護者とする。

(入学延期)

第21条 入学を許可された者が、傷病その他やむを得ない事由のため入学延期を願い出ようとする場合は、入学延期願(様式第3号)に診断書、事由を証明する書類を添えて学校長に申請するものとする。

2. 前項の規定による入学延期の期間は、入学日より10日以内に限る。

(編入学、転入学、転出学)

第22条 学生は転学を希望とするときは、その理由を詳記し、保証人連署のうえ転学願(様式第5号)を学校長に提出し願い出なければならない。

第23条 本校に編入学、転入学を希望する者がある場合には、教育計画及び学科の内容、進捗状況、且つやむを得ない理由があると学校長が判断し認めた場合、学則第18条に従い選考を行ったうえ、学校長は相当年次に編入学、転入学を許可することができる。

2. 前項の規定により、本校に編入学、転入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学校長に提出する。

(1) 転入学・編入学願(様式第6号)

(2) 在学中の学校の在学証明書及び成績証明書(健康記録を具備したもの)

(3) 在学していた学校の教育課程

(4) 最終卒業校の卒業証明書及び成績証明書(健康記録を具備したもの)

(5) その他学校長が必要と認める書類

3. 前項1の規定により編入学、転入学を許可された者の既に修得した科目、及び単位数の認定は学校長がこれを決定する。

4. 看護学科、介護福祉学科に大学・短期大学・専門学校若しくは養成所卒業者が入学した場合の修得単位の認定は基礎科目のみとし、学校長がこれを行う。

5. 既修得単位の認定を希望する者は、2項(2)(4)のいずれか及び単位認定申請書(様式第22号)を学校長に提出しなければならない。

(退学)

第24条 学生は、退学をしようとする時は、その理由を詳記し、保証人連署のうえ退学届(様式第4号)を学校長に提出し、許可を得なければならない。

(休学)

第25条 学生は、傷病その他やむを得ない理由によって引き続き1ヶ月以上修学することができない時は、その理由を詳記し、保証人と連署した休学届(様式第7号)、傷病による場合には医師の診断書を添えて学校長に提出し、許可を得なければならない。

2. 学生は、休学期間の延長を必要とするときは、休学期間満了の7日前までに、保証人連署のうえ休学期間延長願(様式第8号)を提出し承認を得なければならない。

3. 休学期間は3年以内とする。

4. 学校長は、傷病その他の理由により修学することが不相当と認められる者に対して休学を命令することができる。

5. 休学期間中の授業料等の取り扱いについては、学則第35条第4項の規定のとおりとする。

(復学)

- 第26条 学生は、休学期間満了もしくは休学期間内であっても、休学の理由が消滅した場合には、休学期間満了日又は復学希望日の7日前までに、保証人連署のうえ復学願(様式第9号)を提出し、学校長の承認を得て復学することができる。
2. 休学の理由が傷病によるものである場合は、前項の復学願に医師の診断書を添付する。

(卒業)

- 第27条 学生は当校を卒業するためには、次の条件を満たさなければならない。
2. 助産学科は1年以上、看護学科は3年以上、介護福祉学科は2年以上在学し、別表第1に定める単位数を取得しなければならない。
3. 出席時間数が出席すべき時間数の2/3以上を超えていること。

第28条 規定学年内に単位取得できなかった場合の卒業は、単位取得学期末の卒業とする。

(卒業証書ならびに称号授与)

- 第29条 学校長は、卒業の認定をした者に対して、卒業証書を授与する。
2. 看護学科の卒業の認定をした者に対しては、同時に看護学科、専門士(医療専門課程)、の称号を授与する。

(除籍)

- 第30条 学校長は次の各号に該当する者を除籍することができる。
- (1) 第5条に規定する在学年限を超えた者。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (3) 1年間にわたり行方不明の者。
- (4) 死亡の届け出のあった者。
- (5) 休学期間を超えてなお復学できない者。

第6章 教職員組織

(教職員)

- 第31条 本校には次の教職員を置く。
- (1) 学校長 1名
- (2) 副学校長 1名
- (3) 各科教育主任 各科1名以上
- (4) 各科専任教員 看護学科 12名以上 助産学科 3名以上
日本語学科 3名以上 介護福祉学科 3名以上
- (5) 図書館司書 1名
- (6) 学校医 1名
- (7) 事務長 1名
- (8) 事務員 看護学科 1名以上 助産学科 1名以上
日本語学科 1名以上 介護福祉学科 1名以上
- (9) 非常勤講師
- (10) その他の職員(カウンセラー)

第7章 運 営

(会 議)

第32条 本校の運営のために次の会議を設ける。

- (1) 運営会議
- (2) 教育主任会議
- (3) 教員会議
- (4) 教職員会議
- (5) 臨床指導者会議
- (6) 卒業認定会議
- (7) 単位認定会議
- (8) 講師会議
- (9) 入学者選考会議
- (10) その他 必要時学校長が別に定める。

(委 員 会)

第33条 本校の教育運営を円滑に行うために次の委員会を設ける。

- (1) 入学試験諮問委員会
- (2) 図書室運営委員会
- (3) 賞罰委員会
- (4) その他 必要時学校長が別に定める。

第8章 健康 管理

(健康管理)

第34条 学校長は、学生に対し年に1回以上の健康診断を行う。

2. 学校長は、前項のほか学生の健康維持のために必要な措置を行うものとする。詳細については別に定める。

第9章 入学金、授業料、及び受験料等

第35条 本校の入学金、授業料及び受験料等については別に定める。

2. 授業料の納入は1つの学年を2期に分け、学校長の指定する期日までに納入するものとする。
3. 既に領収した入学金、授業料、受験料等は返還しない。ただし、学校長が適当と認めるとき及び入学前年度3月31日までに入学辞退を申し出た者については、所定の手続きの上、授業料等全額返金するものとする。
4. 休学、長期欠席においても在学中は授業料等を徴収する。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第36条 学校長は、品行方正、学業成績優秀な者で他の学生の模範となる者を表彰することができる。詳細は別に定める。

(懲 戒)

第 37 条 学校長は、次の各号の 1 に該当するときは賞罰委員会に諮り、学生に退学、停学、又は訓告の処分をすることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 心身の異常、又は成績不良のため卒業の見込みがないと認められたとき。
- (3) 正当な理由がなく出席しないとき。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。
- (5) 正当な理由がなく授業料を納付しないとき。

第 11 章 雑 則

(雑 則)

第 38 条 この学則に定めるもののほか必要な事項については、学校長が別に定める。

附 則

- この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則は平成 22 年 4 月 5 日から施行する。
- この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。